

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
工作車	<p>電気、ガス、水道、電気通信等の事業の遂行のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気、ガス、水道、電気通信等の設備工事作業に必要な作業台等の設備を有すること。 2 作業台等は屋内に設けられており、資材を加工等するための万力、その他の加工等を行うための設備を有していること。 3 1及び2の設備は、作業する者が屋内において使用することができるものであって、その設備の付近には一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有し、かつ、当該床面の上方に1,600mm（2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作等の作業で使用する椅子は、乗車定員を算定しないものとする。